

登別市火災予防条例の一部が改正されました。 改正の概要は以下のとおりです。

【改正 1】 「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴う事項

■ 燃料電池発電設備の定義に、新たに「固体酸化物型燃料電池」を追加

対象火気設備等の一つである燃料電池発電設備の定義に、これまでに実用化されている3種類の燃料電池発電設備（「固体高分子型燃料電池」、「リン酸型燃料電池」、「熔融炭酸塩型燃料電池」）に加えて、新たに「固体酸化物型燃料電池」の実用化及び商品化の作業に一定の進捗が見られたことから、登別市火災予防条例において所要の改正を行いました。

この条例は、平成22年12月1日から施行となります。

【改正 2】 「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴う事項

■ 引用条項の改正に伴う字句の修正

「消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令」の施行に伴い、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」中、「第3条第2項」を「第3条第3項」に改められたことから、当該条項を引用する登別市火災予防条例第29条の5第3号から第5号において所要の改正を行ないました。

この条例は、平成22年12月1日から施行となります。

■ 設置を免除する基準の追加

「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布され、住宅用防災警報器等の設置を免除する新たな基準として、複合型居住施設用自動火災報知設備を設置したときを追加されたことから、登別市火災予防条例第29条の5に第6号を追加する改正を行ないました。

この条例は、平成22年12月1日から施行となります。

【改正3】 個室型店舗の防火安全対策に伴う事項

■ 個室型店舗における外開き戸の自動閉鎖措置に係る登別市火災予防条例の一部改正

《改正理由》

平成20年10月に発生した大阪市浪速区の個室ビデオ店の火災を踏まえ、総務省消防庁において防火安全対策について取りまとめられました。

その中で、個室の入口の戸が外開きで、避難する時に通路側に開放されたままの状態となるものであったため、避難通路である廊下の幅員を狭め、個室の利用者が避難の際に支障を生じやすい状況であったことが、被害拡大の要因の一つとして考えられました。

このことから、通路での避難障害への対策を講じることが必要とされ、個室に設ける外開き戸で避難通路に面するものにあつては、当該外開き戸を開放した場合において、自動的に閉鎖するものとするよう規定したものです。

《対象となる個室型店舗》

対象となる個室型店舗は、消防法施行令別表第1(2)項二に掲げる店舗（カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するものをいう。）を想定しており、個室（目隠し程度のパーティションで仕切られたものなど、これに類する施設を含む。）が比較的狭い空間に密集して、遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる形態の店舗のことをいいます。

《改正内容》

改正内容は次のとおりです。

登別市火災予防条例

（個室型店舗の避難管理）

第43条の3 カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、テレフォンクラブ、個室ビデオその他これらに類するもの（以下「個室型店舗」という。）の関係者は、個室型店舗の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

附則

（施行期日）

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

この条例の施行の際現に存する個室型店舗又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の個室型店舗のうち、改正後の登別市火災予防条例第43条の3の規定に適合しないものに係る個室（これに類する施設を含む。）に設ける避難通路に面する戸の基準については、同条の規定は、平成23年9月30日までの間は、適用しない。

《改正内容の説明》

1. 改正条文の「その他これらに類するもの」とは、消防法施行令別表第1(2)項二に掲げる用途に類似する個室型店舗を想定しており、消防法施行規則第5条第2項第2号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び同項第3号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令に該当しない個室型店舗を含むものであること。

なお、「その他これらに類するもの」には、消防法施行令別表第1(2)項二として捉えていない貸し事務スペース又は勉強スペース等の個室、ジョギングのための貸し更衣室又はシャワー室等の個室、個室型の複数人で飲食を伴うゴルフシミュレーター等は含まないものであること。

消防法施行令別表第1(2)項二とは、

「カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これを類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの」

総務省令で定めるものとは、

消防法施行規則第5条第2項に次のものが規定されています。

1. 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗
いわゆる、漫画喫茶、インターネットカフェなど
2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗
いわゆる、テレフォンクラブなど
3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）
いわゆる、個室ビデオ店など

2. 建物の一部に個室型店舗に該当する部分がある場合は、当該規定は適用されるものであること。
3. 改正条文の「遊興の用に供する個室」には、個室型店舗を利用する客が直接利用しない事務室、物品庫、厨房等は含まれないものであること。
また、客が利用するトイレ、洗面所、シャワー室等についても、遊興の用に供する個室には含まれないものであること。
4. 改正条文の「（これに類する施設を含む。）」とは、消防法施行令別表第1(2)項二中の「（これに類する施設を含む。）」と同意であり、目隠し程度のパーティーションで仕切られたものなど個室相当とみなすことのできる様々な形態の施設を想定しているものであること。

5. ただし書きの「避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるもの」の適用にあつては、避難上の観点から判断するものであることから、次の場合によるものです。

- (1) 個室の外開き戸を開放した場合において自動的に閉鎖しないものについては、当該避難通路の幅員を狭めないような構造とし、避難上有効に管理されているものであること。(例1参照)
- (2) 個室型店舗であつて、個室の外開き戸を開放した場合において自動的に閉鎖しないものについては、当該避難通路の有効幅員が広く、避難に支障がないと判断されるものであること。この場合、片側に個室がある場合の外開き戸と避難通路の内壁との有効幅、また、両側に個室がある場合の外開き戸と外開き戸との有効幅は、それぞれおおむね60センチメートル以上確保できるものであること。

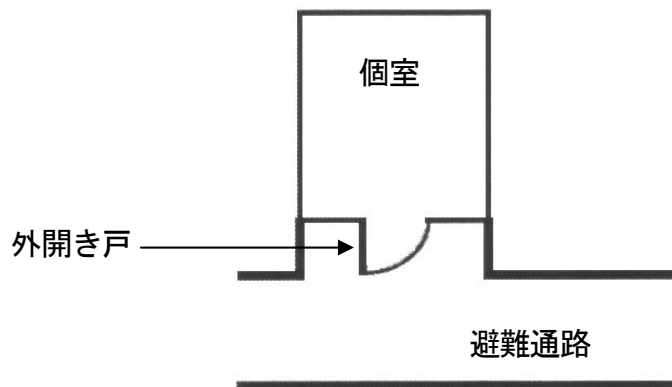
※ なお、自動的に閉鎖するものとは、ドア・クローザー等の自動閉鎖装置を設け、常に戸が閉まった状態を保つ方法であります。

また、おおむね60センチメートルとは、人ひとりが通行するために必要な幅を目安としたものであります。

(参考例)

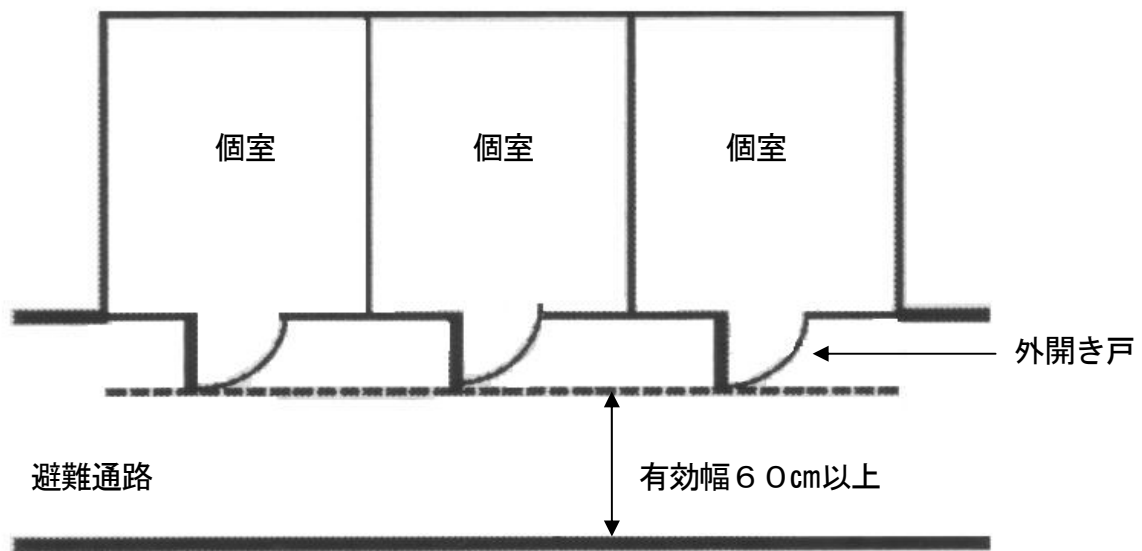
【例 1】

個室の外開き戸に自動閉鎖措置をせず、開放した状態であっても、避難通路の幅員を狭めない構造



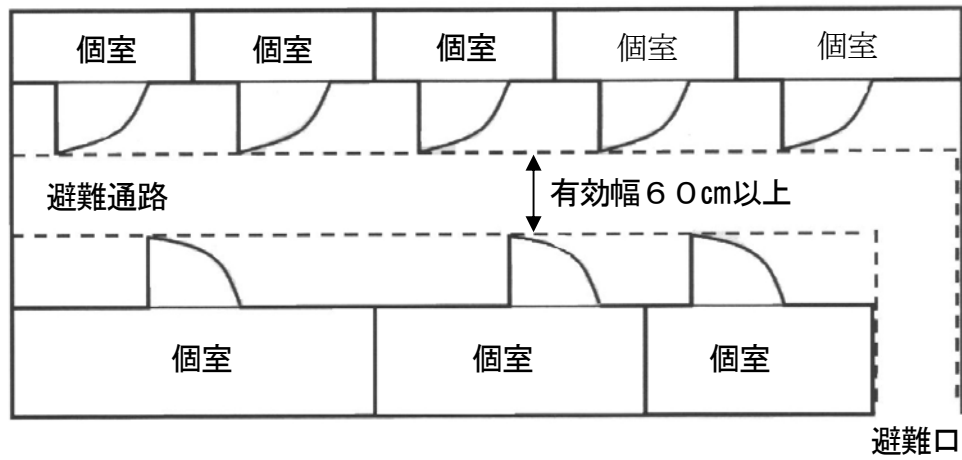
【例 2】

避難通路の片側にのみ個室がある場合の外開き戸に自動閉鎖措置をせず、開放した状態であっても、有効幅を60cm以上確保できる場合



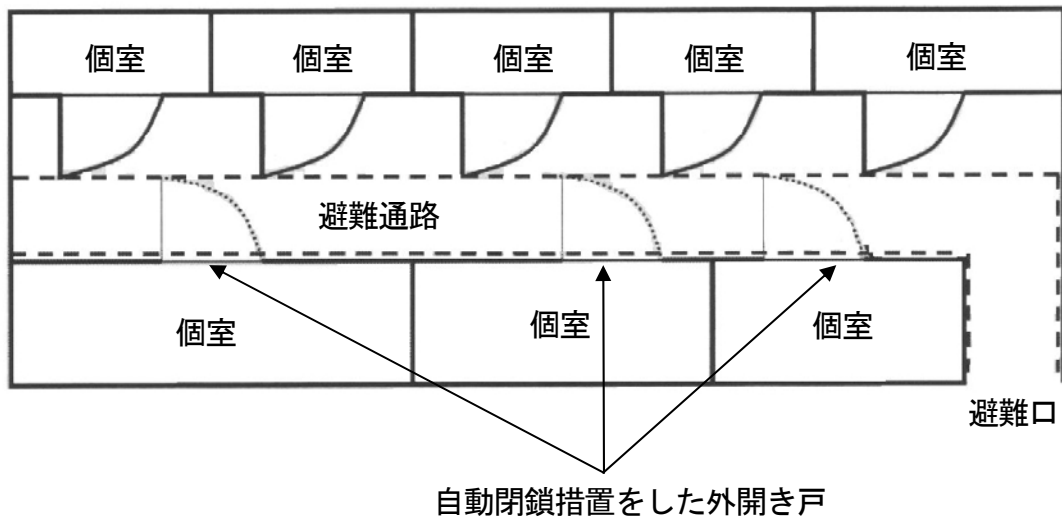
【例3】

避難通路の両側に個室がある場合の外開き戸に自動閉鎖措置をせず、開放した状態であっても、有効幅を60cm以上確保できる場合



【例4】

避難通路の両側に個室がある場合で片側の個室の外開き戸に自動閉鎖措置をすることにより、有効幅を60cm以上確保できる場合



登別市手数料条例の一部が改正されました。 改正の概要は以下のとおりです。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、特定屋外タンク貯蔵所等に係る次に掲げる手数料の一部が引き下げられました。

- 危険物施設の設置の許可
(消防法第11条第1項前段の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所等)
- 危険物施設の設置の許可に係る完成検査前検査
(消防法第11条第2第1項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所)
- 危険物施設の保安に関する検査
(消防法第14条第3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所)

この条例は、平成22年10月1日から施行となります。